

木曾三川 歴史・文化の調査研究資料

2016

冬

Vol.97

平成28年

木曾三川

地域の歴史

自然と歴史がふれあう、山紫水明の地・七宗町

地域の治水・利水施設

七宗町における水力発電の歴史

歴史記録

流水を制御する水制 第三編

残された治水の遺構・猿尾堤

研究資料

愛西市教育委員会 石田 泰弘

新たに発見された絵図

「尾張国圀樋横二間・高五尺之積図」について





自然と歴史がふれあう、 山紫水明の地・七宗町

岐阜県加茂郡七宗町は、面積の九〇％が山林の山間地です。町の南部を流れる飛騨川と支流・神淵川に沿って集落が発達し、中世には土岐氏が建立した龍門寺が栄えました。また北東部の七宗山は有数の木材産地で、江戸時代には「尾張様の御納戸」と呼ばれました。

岐阜県加茂郡七宗町は、岐阜県中央部の山間地域にあり、町名の「七」は地元の方言で「ひち」と読み、「宗」は「みたまや（神の宿る場所）」を意味します。町の北部にそびえる峰々が、古より「七宗山」、または「七宗権現」と呼ばれ崇められてきた歴史にちなんで命名されました。

美濃国武儀郡御佩郷(先史～古代)

現七宗町では、町内の一八ヶ所で縄文草創期に作られたと思われる矢鏃や石匙などが出土していますが、先土器時代のものとは断定できる遺物や、縄文・弥生時代の土器や住居跡などは発見されていません。出土場所は日当たりが良い水場の近くで、その出土量から長期間に滞在したとは考えにくく、三、四家族程度の小集団が短期間居住したものとされます。



律令制下において、現七宗町は美濃国武儀郡に属していました。『和名類聚抄』には、武芸郡（武儀郡）に「御佩・跡部・生櫛・有知・白金・大山・稻朽・菅田・揖可」の九郷が載っていますが、この中で御佩郷は、「ミタラシゴウ」と読んで、美濃市西部の御手洗一帯に比定するのが、従来からの通説でした。『濃飛両国通史』を見ると御佩郷について、「ミタラシ」と訓む、今上牧村に御手洗存



神淵神社

す」との記述があり、その論拠となりました。これについて、『七宗町史』は、「ミタラシ」の読みには根拠がなく誤読であるとし、貴人の剣を「ミカハシ」と言い、漢字は御佩を用いたとした上で、現七宗町神淵の東北部にある天王山はかつて御佩山とも呼ばれ、御佩大明神（神淵神社）が鎮座すること、また安貞元（一二二七）年に御佩郷を神淵・麻生・村君・津保の四村

に分けたとの史料があることなどを挙げ、御佩郷を現七宗町周辺に比定しています。

諸山に列せられた龍門寺(中世)

平安時代末期の美濃国では、関市の平野部を中心とした広範囲に、武儀荘という摂関家領荘園が成立していました。京都の臨川寺に残された「臨川寺重書案文」に、南北朝期の貞和三年（一三四七）年に武儀荘内神淵郷栗原村が、理春尼（長宗我部国親の妹）から臨川寺に寄進されたとあり、この記述から現七宗町神淵は武儀荘に含まれていたと思われる。この寄進について『七宗町史』は、台頭してきた土岐氏の圧迫によるものとしています。

神淵郷には、官寺禅院の寺格で「五山」、「十刹」に次ぐ「諸山」に列せられていた禅刹神淵山龍門寺があります。龍門寺は、延慶年間（一三〇八から一三一一）



龍門寺

に土岐頼貞が宗からの渡来僧・一山一寧を開山（創始者）として創建したとされていますが、それは名目であり、実質は頼貞の嫡男・頼直が一寧の法孫・太清宗渭を開山として建立したようです。

さらに龍門寺は、当初は長良福光（現岐阜市）に創建された寺で、当時は福光郷にあったことから福光山龍門寺と呼称しており、今も龍門寺という地名が残っています。龍門寺が福光郷から神淵郷に移された時期については、それを明記した史料は今のところありませんが、関連する史料や当時の社会情勢などから嘉慶元（一三八七）年以降、応永二六（一四一九）年以前と推察する説があります。

あります。

美濃国守護・土岐氏の庇護下にあった龍門寺は、神淵郷を寺領とするなど勢力を拡大しましたが、守護代・斎藤氏が主家に代って実権を握ると寺領を押領され、衰退していき

七宗山は尾張様の御納戸（近世）

七宗町の北東部

享和3年(1718)七宗御山図(七宗町教育委員会所蔵) 出典:七宗町史(通史編)

は七宗山と呼ばれる山地で、標高六五〇m前後の峰が連なり、七宗権現の碑が建てられているようです。麓を取り巻く坂之東（現白川町）・上麻生・神淵・菅田・金山の村々は「七宗根廻りの村」とよばれました。

江戸幕府が成立した当初、七宗山と根廻りの村は幕府直轄領でしたが、元和（一六一五）年に尾張藩領となりました。七宗山は良質な木材の産出地で、木曾山よりも名古屋への搬出が容易だったことから、「七宗山は尾張様の御納戸」と言われ名古屋城堀用などの材木が伐り出されました。

尾張藩は、森林資源を管理するため、元禄七（一六九四）年・同一三（一七〇〇）年の二度にわたる山改めを行い、伐木はもちろん小木の枝葉を伐り取ることや入山まで禁止した留山の境界を定めました。

さらに、留山の境から一定の距離までの地域を鞘山と定めて、杉・檜・樺・樺・樺・樺・樺・樺・榎・柏・榎の一〇種を御留木として伐採を禁じました。鞘山に指定された地域は、これまで農民が薪炭用の雑木を採取してきた場所の大部分を占めていたので、薪炭を自家用とともに売りだして生活していた根廻りの村にとって大きな損失でした。中でも飛騨川沿いの上麻生・坂之東村は、川沿いを通る飛騨街道の道上二間（約三・

六m）・道下五間（約九m）が諸木芝草一切刈り取り禁止になっていたので、川岸での採草も出来ず困窮しました。明和三（一七六六）年、両村は、坂之東小川から上麻生細尾谷までの鞘山の諸木を有償で払い下げて欲しいと願い出ましたが、聞き入れられませんでした。その後幾度も同様な願書を提出しましたが鞘山払い下げは叶いませんでした。安永四（一七七五）年になると境改めが行われ、鞘山の境が少し後退して、わずかに柴草・雑木を採取する余地が生じました。

七宗山は、明治四（一八七一）年の廃藩置県で岐阜県の管轄となりましたが、同七（一八七四）年に帝室御料林となり、その後変遷を経て昭和二（一九四六）年に国有林になって現在に至ります。

飛水峡と日本列島最古の石（近代・現代）

明治六（一八七三）年に神淵村・上麻生村が成立し、昭和二七（一九五二）年には上麻生村が武儀郡から加茂郡に変更、同三〇（一九五五）年、武儀郡神淵村と加茂郡上麻生村が合併し加茂郡七宗村が発足、同三一（一九五六）年、下麻生町の中麻生地区を編入（下麻生町の残りは、川辺町へ編入）、同四六（一九七二）年の町制施行により、七宗町が発足しました。



日本列島最古の石発見地の碑

町を流れる飛騨川は、飛水峡と呼ばれる景勝地で飛騨木曾川国定公園に含まれ、飛水峡一帯に点在する甌穴群（ポットホール）は、長い歳月の間に飛騨川の激流により岩が浸食されて壺状にえぐられたもので、その数は八〇〇個あるといわれ、他に類のない規模となっています。

昭和四五（一九七〇）年、河床から「日本列島最古の石」が発見され、「上麻生礫岩」と名付けられました。この岩石は約二〇億年前に形成されたとされ、年代測定したもののものでは日本最古のものであることがわかっています。

参考文献

『七宗町史通史編』 七宗町 平成五年
『岐阜県の地名』 平成元年 平凡社
『日本地名大辞典 岐阜県』

昭和五五年 角川書店

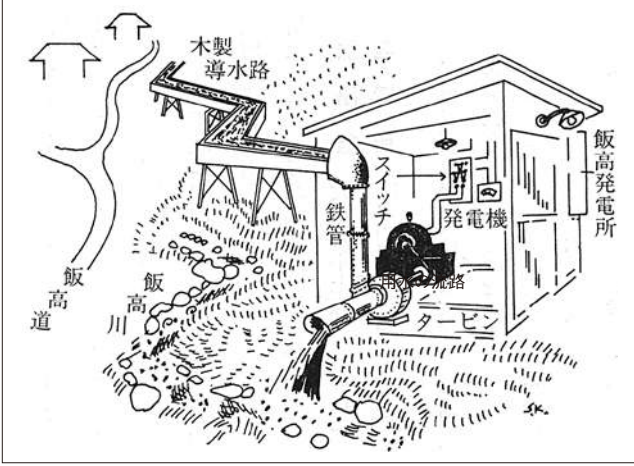
地域の治水・利水施設

七宗町における 水力発電の歴史

大正時代になると、飛騨川流域では小さな発電施設が設置され始め、昭和初期にかけて本格的な水力発電所が建設されました。七宗町では、大正一五年の上麻生発電所の営業開始を発端に流域開発が進みましたが、昭和六二年竣工の新上麻生発電所が最後の建設となりました。

初期の飛騨川水力発電

加陽組発電所見取図
注「年輪」9号による。
出典：七宗町史（通史編）



飛騨川流域では、大正初期から各地の集落に小さな発電設備が相次いで設置され、運営の主体は会社・村営・組合のほか、共同自家発電がありました。いずれの発電設備も直流で、水路は一〇〇から二〇〇mと短く、落差は六、七m

程度の小規模なものでした。その当時、住民の電灯への熱意は大きく、取水の土留・水路・水槽・電柱などの施設は、ほとんど地元の人々の労力で建設されました。それほど明るくもない電灯が各戸に一、二灯でしたが、すぐに灯りが点いて、またランプのような掃除も不要なため、電灯の便利さには

みな喜んだそうです。

飛騨川水系における水力発電の始まりは、大正三（一九一四）年六月で、小坂電燈が小坂町川井田の製材所の用水を利用し、同所内に発電設備を置いて付近に点灯したのが最初でした。大正六（一九一七）年三月に大湖、同五月佐見川、また大正七（一九一八）年五月には加子母川に発電施設が設けられました。

七宗町では、大正九（一九二〇）年に上麻生村飯高に加陽組発電所が設けられました。当時を知る古老の話では、「加茂郡東白川村に自家発電所があり、これをモデルにして大正八（一九一九）年一一月着工、翌年四月に完成した。発電構造は、敷地六尺平方、高さ九尺の木造瓦葺板塀であり、発電方法は水を真っすぐに鉄管で落しタービンを廻し、そのシャフトと発電機をベルトで連結し、発電する仕組みであった。電圧は何程であったかは不明だが、三〇戸全戸が点すとただ薄赤い灯が点る

程度であった。」ということでした。

大正九（一九二〇）年になると、川並字平にも祝谷発電所が建設されています。「平の歩み」（平井戸文雄）には、「平の住民が株主となつて、電線施設工事など区民の労力奉仕によりいち早く完成した。その後、大正一二（一九二三）年に至って、岐阜電力株式会社配電施設などを譲り、同会社が経営する神淵川発電所となり、電力の供給を受けるようになった。」とあり、祝谷発電所は、岐阜電力株式会社に譲渡された時点で廃止されたようです。

同じく大正九（一九二〇）年八月には、神淵川の水力によって出力一六〇kWの神淵川発電所が上麻生本郷に建設されました。この発電所の建設にあたっては、明治四四（一九一一）年、上麻生村の井戸七郎兵衛、神淵村の中嶋兵左衛門・林近之助が、「神淵川ノ水力ヲ利用シ発電所ヲ設置シ電気事業経営仕リ度水利使用ノ儀御承諾被

下度此段御願申上候」と上麻生村村長あてに申請書を提出しており、建設計画が明治末期より進められていましたが、許可がおりたのは大正八（一九一九）年三月でした。

神淵川発電所は、翌一〇（一九二一）年になると後の東邦電力に譲渡されています。なお大正一二（一九二三）年九月、神淵村に資本金一〇万円で神淵川水力電気株式会社が設立されていますが、この会社は電力を佐見川水力電気から買い受けて、大正一四（一九二五）年四月より村内に配電を開始しました。



神淵川



上麻生発電所

上麻生発電所の建設

飛騨川流域のなかで、小規模な発電所が民家の電燈を灯すようになっていきましたが、一方で大手電力会社による本格的な電源開発の計画が進行していました。

そのひとつに、白川町河岐の左岸より取水して、久田見村上吉田（現八百津町）を経て、上米田村下吉田（現川辺町）で発電する計画がありました。その後計画は変更され、取水口を右岸の坂之東村高瀬（現白川町）にして水路を短縮、上麻生村上度会にて発電することとなり、大正一〇（一九二一）年一月に申請、同一二（一九二三）年六月に許可を受けました。しかし、実測計画に基づいて同年六月再び変更申請し、大正一三（一九二四）年四月に許可を得て着工しました。同一三（一九二四）年三月には、国鉄高山線が上



細尾谷ダム



上麻生ダム

麻生駅まで開通していましたので、諸材料の運搬が極めて容易となつて工事は順調に進み、予定より一年四ヶ月早い同一五（一九二六）年一月に竣工しました。

上麻生ダムは有効貯水量二四万^mで、右岸に設けられた取水口から、延長約六・二kmの導水に流入しますが、導水路は地形に依じて開渠・暗渠・隧道に分かれています。途中細尾谷の渓流にも調整池があり、ここからは圧力隧道によつて水槽に導水され、三条の水圧鉄管を通つて水車により発電し、飛騨川に放流されます。建設当時の上麻生ダムの満水位は一五六・六七^mでしたが、上流の放水位が一五七・九^mになったので、一^m余の遊休落差（余剰水圧）が生じました。このため、上麻生ダムの可動堰を一^m嵩上げし取水口・開渠などの改造を行い、水路の勾配を大きくして流速を速めました。これによつて当初計画の最大使用水量毎秒五五・六^mから六二・五^mに増加し、最大出力二万四三〇〇^{kW}を二万七〇〇〇^{kW}に変更しました。

飛騨川流域最後の 新上麻生発電所

戦前における飛騨川流域の既設発電施設は、主に大正期から昭和初期にかけて建設されたもので、比較的小規模なダム水路式

施設でした。戦後、民間用電力の使用制限が解除されると、電力需要は一気に高まるとともに深刻な供給不足になり、電力供給量の増大のため、全国の河川で大規模な貯水池を有する発電所が建設されました。

飛騨川では昭和二八（一九五三）年に朝日発電所（朝日ダム・秋神ダム）、同四四（一九六九）年に高根第一発電所（高根第一ダム）・高根第二発電所（高根第二ダム）などが運用を開始しています。また、流域内で水を効率的に利用することで発電量を増やす総合開発も計画されました。

新上麻生発電所も上流の発電所の放流水を有効活用する目的で、新規のダムを持たない発電所として建設されました。上麻生発電所の隣に計画され、昭和五九（一九八四）年七月に着工となり、同六二（一九八七）年六月に竣工・運転を開始しました。既設の名倉ダムの上流約三〇〇^m地点の左岸（白川町河東）に設けられた取水口から、最大毎秒八〇^mを取水、ここから延長一万九〇八^mを内径五・三^mの導水トンネルで発電所まで導水して、八八・五^mの有効落差により、最大出力六万一四〇〇^{kW}の発電を行っています。

発電に使用した水は、飛騨川の下を横断して、延長一五五五^mの放水路トンネルを通り、既設の川辺ダム調整池内の放水路（七宗町



新上麻生発電所

川並）に放水されます。発電施設は、飛騨・木曽川国定公園区域の自然環境に配慮して、水路は地下方式が採用され、地上構築物は最小限にとどめられ、発電所本体も周囲との調和を考えた外観となっています。

現在、飛騨川流域に存在する水力発電所は二三箇所、新上麻生発電所を最後に新規の建設や計画はありません。飛騨川流域の包蔵水力（水力発電源として開発可能な河川のエネルギー量）の九七・九パーセントが開発されたとき、飛騨川流域の総合開発は所定の目的をほぼ達成し、新上麻生発電所の運転開始をもつて事実上完了しました。

参考文献

『七宗町史 通史編』 七宗町 平成五年
『飛騨川―流域の文化と電力―』

中部電力株式会社 昭和五四年

流水を制御
する水制

第三編

残された治水の遺構・猿尾堤

猿尾は、主に江戸時代から明治

時代にかけて築かれた堤防の一種であり、本堤への洪水の激突を弱めるために建造された水制施設です。

「猿尾」は中部地域に限定された呼称のように記述した著書もありますが、岡山県高梁市の高梁川に江戸中期に造られた船着き場の堤防は猿尾「さろう」と呼ばれています。また、千葉県山武市松尾町猿尾のように、地名も各地に見られます。

猿尾の構造は大きく二種類に分類され、盛土の表面を石礫で覆うものと、沈枳の前後に蛇籠を並べて、土または石の築材を用いるものがあります。形状による分類では、流水の流勢を弱める杭出猿尾（透過水制）と水刳を主目的とする猿尾（不透過水制）に分けられます。

木曽川には興味深い猿尾が数多く現存していますが、本編では加納猿尾と前渡猿尾に触れた後、両岸における猿尾建設に伴う論争について述べていきます。

一・木曽川右岸の猿尾

(一) 加納猿尾

慶長六（一六〇二）年、初代加納藩主・奥平信昌（一五五五～一六一五）が、羽栗・中島両郡の木曽川筋美濃側に小堤防と猿尾を築いた際に、上羽栗の中屋村（各務原市上中屋町）本堤防前の沿岸に長さ三町（約三三〇m）に余る石猿尾（後の加納猿尾）を構築したようです。

その後、信昌の孫・忠隆（一六〇八～一六三二）の代に修築され、次いで、松平光重（一六二二～一六六八）が同地に大猿尾を築きました。以来、この猿尾は加納猿尾（別名加納小堤）と呼称されました。現存している加納猿尾は、奥平信昌が造り始め、忠隆と松平光重によってほぼ完成したと考えられます。

① 幕末・明治期の加納猿尾

図1は、弘化二（一八四五）年の上中屋村の普請絵図であり、上流側の松本村（各務原市松本町）

境と下流側の大佐野村（各務原市大佐野町）境において破損した堤や猿尾の嵩上げを、上中屋村が願っていた。同絵図の中央右寄りの「二重猿尾」は、明治四（一八七二）年に堤防締役が調査した絵図（図2）より、「加納猿尾」であると考えられます。

加納猿尾（二重猿尾）付近の流

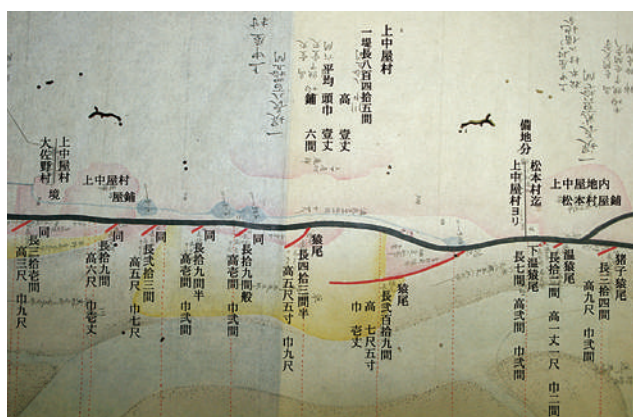


図2 明治4(1871)年の絵図

れは、平水時には流水が左岸に刳ねられ（「常水道」）、出水時には二重猿尾に沿って洪水が流下し（「出水之節通」）、右岸側を護っていたことが分かります。

なお、加納猿尾の下流側の猿尾七基の内、山神前猿尾を除いた六基の猿尾は、明治四年の図2に描かれています。

明治二四（一八九一）年一〇月に発生した濃尾地震では、加納猿尾は石積みが平均巾一〇間、厚さ二尺の延長で、八間半（一五・五m）崩れたため、約二八坪（約一七〇㎡）の石材を用いて修復されました。

② 大正・昭和期の加納猿尾

図3は、大正一一（一九二二）年頃に製作された『木曽川河川台帳平面図第5号』の加納猿尾を現在の地図に重ねたものです。

その後、昭和七（一九三二）年、県営羽島用水取水口が、加納猿尾始端部に建設されましたが、取水口が大山頭首工に変更されたため、旧頭首工は昭和四一（一九



簡易舗装される前の加納猿尾

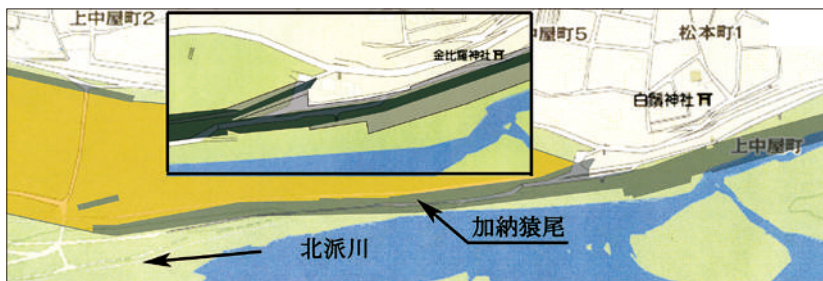


図3 地図上に重ねた河川台帳の加納猿尾

六六）年に撤去されました。
 なお加納猿尾の長さは、建設初期に一八〇間（三二八m）、明治四（一八七二）年の絵図では二一九間（三九九m）、大正一一（一九二二）年頃には、約七八〇m（『河川台帳』より）に延伸しています。

③現在の加納猿尾
 各務原大橋が、平成二五（二〇一三）年三月二四日に完成しました。加納猿尾は、この橋の真下から右岸側に沿って「各務原市勤労青少年運動場」の西端近くまで伸びています。

現在、加納猿尾の堤頂は猿尾始端部からサイクリングロードとして簡易舗装がなされています。終端部の約一五〇mは舗装がされず、昔日の加納猿尾を偲ぶことができます。

（二）前渡猿尾

①建設経緯

各務原市前渡は、天正一四（一五八七）年の河道変動以前の古木曾川が西流していた所で、木曾川の激流が押し寄せる場所でした。前渡猿尾は、現地で古猿尾とも呼ばれ、人柱伝説も存在しています。

各務原市教育委員会は猿尾の建設年代について、前渡での最初の国役普請が寛永七（一六三〇）年に行われ、次の万治二（一六五九）年の国役普請で「弁財天古出

し（古猿尾）六四間半（約一一六m）」の先端部に五二間継ぎ足して、「出来一一六間半（約二一一m）」の猿尾に改修されています。このことから、「古猿尾」が造られたのは寛永七（一六三〇）年の最初の国役普請の時である、と推測されています。

②猿尾の長さ

さらに同委員会によると、万治二（一六五九）年後の元禄一七（一七〇四）年の国役普請で、長さ三〇間が「弁財天百間猿尾繕」として記されています。なお、その次の明和三（一七六六）年の国役普請では、上記の「弁財天猿尾」が長さ八〇間にわたって腹付け（法面補強）修理されています。

以上より猿尾の長さは、寛永七（一六三〇）年の建設当初は不明ですが、三〇年ほど経た万治二（一六五九）年の国役普請直前に六四間半（一一七m）、その直後に一一六間半（二一一m）、四五

年後の元禄一七（一七〇四）年に一四六間半（二六七m）、と順次伸びています。さらに、明治四（一八七二）年に堤防締役が調査した絵図によると、長さ一〇〇間（一八二m）であり、現在の猿尾長は二八六m（一五七間）です。つまり、度々の破損で継ぎしと修理が再三行われ、前渡猿尾はその都度長さが異なっています。

このような状況は他の猿尾でも同様だと考えられます。

二．右岸前渡と左岸草井の状況

図4（作成年不明）の木曾川右岸側には、前渡村から松本村（各務原市松本町）に至る「濃州堤通り」と堤内地側の二つの「二重堤」が描かれています。一方左岸側は、「御堤通り」（お囲堤）に接続した二基の「大猿尾（千間猿尾）」からは、各三基の「又猿尾」が出ています。

出水時の濁流は左岸の草井村の千間猿尾で刎ねられ、右岸側に向

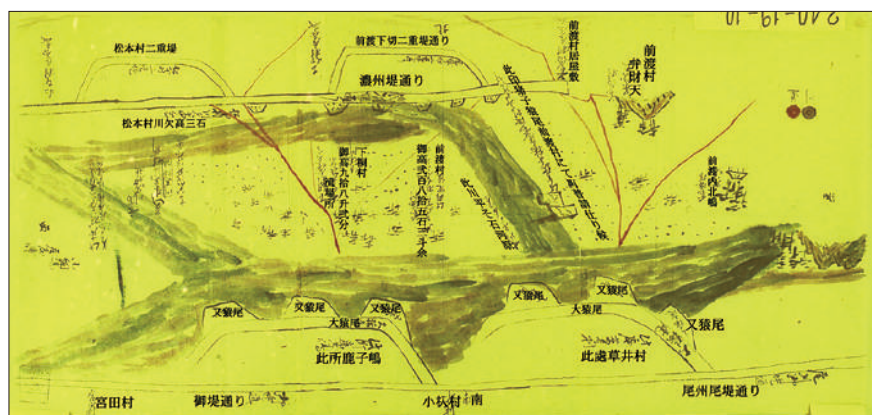


図4 「各務原前渡村下切村附木曾川堤外地絵図」(岐阜歴史資料館蔵)

三．木曾川左岸の猿尾

慶長一四（一六〇九）年に築かれた、犬山市から約四八kmの長さの御囲堤のため、扶桑町の岩手、江南市の草井・鹿子島・宮田、一宮市の黒岩・河田等は堤外地となりました。（図5参照）

（二）草井の大猿尾（千間猿尾）

お囲堤の堤外地となった草井村や鹿子島村などの村々を守ったのは、愛岐大橋上流側の「草井の千

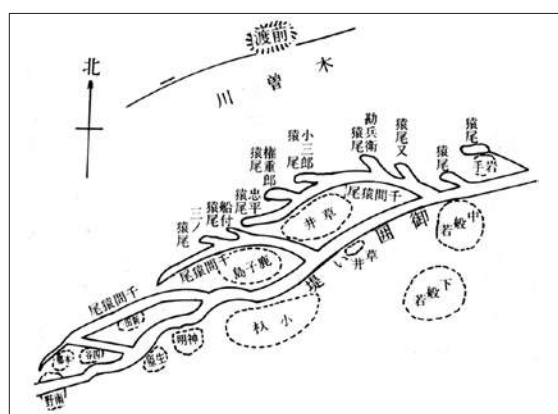


図5 左岸側の猿尾『江南市史文化編』



図6
『尾張名所図会』に
描かれた「草井大猿尾」
（『江南市史本文編』より）

間猿尾」，愛岐大橋下流側の「鹿子島の千間猿尾」とその下流側の「宮田神明の千間猿尾」の三箇所です。この「千間猿尾」に取り付けられた猿尾（忠平猿尾等）により、千間猿尾本体は守られています。

「尾張名所図会」に描かれた「草井大猿尾」の挿絵（図6）は、川下の美濃側より草井の猿尾を見たものであり、手前より忠平猿尾、権重郎猿尾、小三郎猿尾が先端を見せ、その向うに千間猿尾が続いています。

（二）鹿子島村と忠平猿尾

図7は、明治二（一八六九）年に描かれた原図を書き写したものです。安政四（一八五七）年五月に左岸側を流れていた木曾川の流況が、右岸側へ変化した状況を表しています。



図7 「安政4(1857)年の鹿子島村絵図」（『江南市史近世村絵図編』より）

鹿子島村（江南市鹿子島町）は、「鹿子島千間猿尾」が築かれ、さらに「草井の千間猿尾」末端部から延びた長さ二二八間（約四二〇m）の「忠平猿尾」と「鹿子島千間猿尾」から突き出た長さ一八〇間（約三三〇m）の「船付猿尾」、その下流側にある長さ一二四間（約二三〇m）の「三ノ猿尾」に守られていました。

（三）草井村と前渡村の争い

安政四（一八五七）年五月に、左岸側を流れていた木曾川の流況が右岸側へ変化したために、川向こうになった鹿子島村持ちの草野が、明治元（一八六八）年に右岸側の岐阜県に編入されました。その後、明治三九（一九〇六）年には鹿子島村が再度占有しましたが、昭和二二（一九四七）年に全ての占有権が岐阜県に譲渡されました。

ここで、各務原市前渡と対岸の江南市草井との護岸施設建設を巡る騒動を概観します。

前渡とその下流の下切（各務原市下切町）の木曾川右岸堤防は、安政元（一八五四）年、翌安政二（一八五五）年の連続した出水による修復が、安政三（一八五六）年に開始されました。

この右岸側の復旧工事と、左岸尾張側の草井村による「新規猿尾」建設により、両岸における論争が勃発しました。

尾張側は、安政三（一八五六）年春に美濃側の前渡村が北方代官所に無届けで二箇所に違法な猪子（図4参照）を造り、その猪子による濁流が草井村の千間猿尾を侵食し、本体が危険になったため、本堤を守る猿尾を造ることにしました。

美濃側と尾張側との論争の最中、安政四（一八五七）年五月に起こった洪水が再び尾張側に多大な被害を与え、鹿子島の「新規猿尾」（忠平猿尾）が流失しましたが、翌月に修理を開始しました。

猿尾修理に関して、尾張側は鹿子島の「新規猿尾」の下流側の二箇所の猿尾（船付猿尾、三ノ猿尾）の取り払いに対して、前渡側の反対を押し切り「新規猿尾」の修理は行われました。

なお、「新規猿尾」の修理が行われてから三年後の万延元（一八六〇）年の書類に、鹿子



草井の「千間猿尾」

島の猿尾を「長間の猿尾」としており、忠平猿尾は安政四（一八五七）年の修理で延長されたと考えられます。

ここで図7を見ると、忠平猿尾の長さは二二八間と書かれ、原図の貼紙下の図には一五八間とあります。つまり、安政四（一八五七）年から明治二（一八六九）年までの一二年間で七〇間（約一三〇m）延長しており、安政四（一八五七）年の修理によるものと考えられます。

四．おわりに

猿尾が長くて頑丈なほど、刎ねられた激流が対岸を襲いました。岸沿いの村々は、対岸で行われる護岸工事に目を光らせておりました。

■参考資料

『加納町史上巻』太田成和 昭和五五年
『岐阜県治水史上巻』岐阜県昭和五六年
『くさの井史』

くさの井編纂委員会 昭和五四年
『江南市史 近世村絵図編』

江南市 平成六年
『川島町史 史料編』川島町 昭和五六年
『木曾川附各務原前渡より羽栗郡中野村迄高反別併諸事書上帳』明治四年

『明治一四年以降震災工事に関する綴り羽栗・中島郡役所』岐阜県歴史資料館蔵
『前戸猿尾堤第三調査区発掘調査報告書』各務原市教育委員会 平成一〇年

「尾張国以槌横二間・高五尺之積図」について

愛西市教育委員会 石田 泰弘



石田 泰弘

1964年1月2日生まれ
中央大学文学部史学科国
史学専攻卒業
1988年3月、愛知学院大学
大学院文学研究科歴史学
専攻修士課程修了
現在
愛西市教育委員会社会教
育課勤務

日本でも有数の大河川を擁する濃尾平野の下流域は「輪中」が展開する水郷地帯で、全国的にも名声を馳せた蔬菜生産等水の恩恵をうける一方で、洪水を被る等水との闘いを余儀なくされた地域であった。

この地域において、田畑への引水は用水が殆どであり、尾張西部地域においては宮田杓で取水する宮田用水は大動脈として多くの村々の田畑を潤した。

一方、この地域は低地ゆえ、溜まった水を如何に排水するかというのが重要な課題で、各地に杓を設け排水に供した。

「いり」というのは、通常「杓」という字を用い、一艘、二艘…といったように数えたが、尾張藩では「杓」という字を用い、一腹、二腹…といったように数えていた。享保五（一七二〇）年十一月の法令におい

て、一時期尾張藩においても他国にならって、「杓」の字を用い、一艘、二艘…というように数えるように布達したものの、すぐに元の「杓」の字に戻し、従前の通りとなった。

杓は、その設置状況や用途や構造等から分類することができ。例えば、藩Ⅱ公儀が費用を支出して設置された杓を「公儀杓」、知行を有する給人が設置した杓を「給人杓」と称する。

用途で分類すると、用水のために設置する懸杓や排水のために設置する捨杓というように、そして構造で分類すると、桶杓、箱杓等というように分けられる。

『寛文村々覚書』によれば、海東郡勝幡村には大小の桶杓が十八、指杓一があったという。

前段がやや長くなったが、今回紹介する資料は弥富市歴史民

俗資料館蔵の杓の図面二点（図一・図二）である。文字部分を翻刻すると次のようになる。

【図一】

- ① 梁持
- ② 蛇柱
- ③ 側蟻 長五尺 六寸角
側板江蟻懸如敷蟻
敷蟻江帯入
蓋板江大入
- ④ 側板 長二間 厚四寸
幅杓可准
- ⑤ 中桁 長二間 六寸角
継手鎌継
前後蛇柱江入有帯
中短帯穴有
- ⑥ 側板

- ⑦ 木刈 長五寸
幅二寸五分
厚六分
- ⑧ 蛇柱 長九尺 幅七寸
厚八寸
- ⑨ 石除 長二間 幅八寸
厚二寸五分
- ⑩ 蛇柱梁持江釘打
釘長五寸 鉄目十四匁
- ⑪ 梁持 長八寸可准六寸角
上下帯附梁敷蟻江入
- ⑫ 附敷 長二間 幅八寸
厚三寸
- ⑬ 両端側板江蟻入戸前樞穴アリ
但 釘留 釘長六寸
鉄目十六匁
- ⑭ 鴨居 長四尺 幅八寸
厚六寸
- ⑮ 両端蛇柱江大イレ

尾張国圀樋 横二間・高五尺 之積図

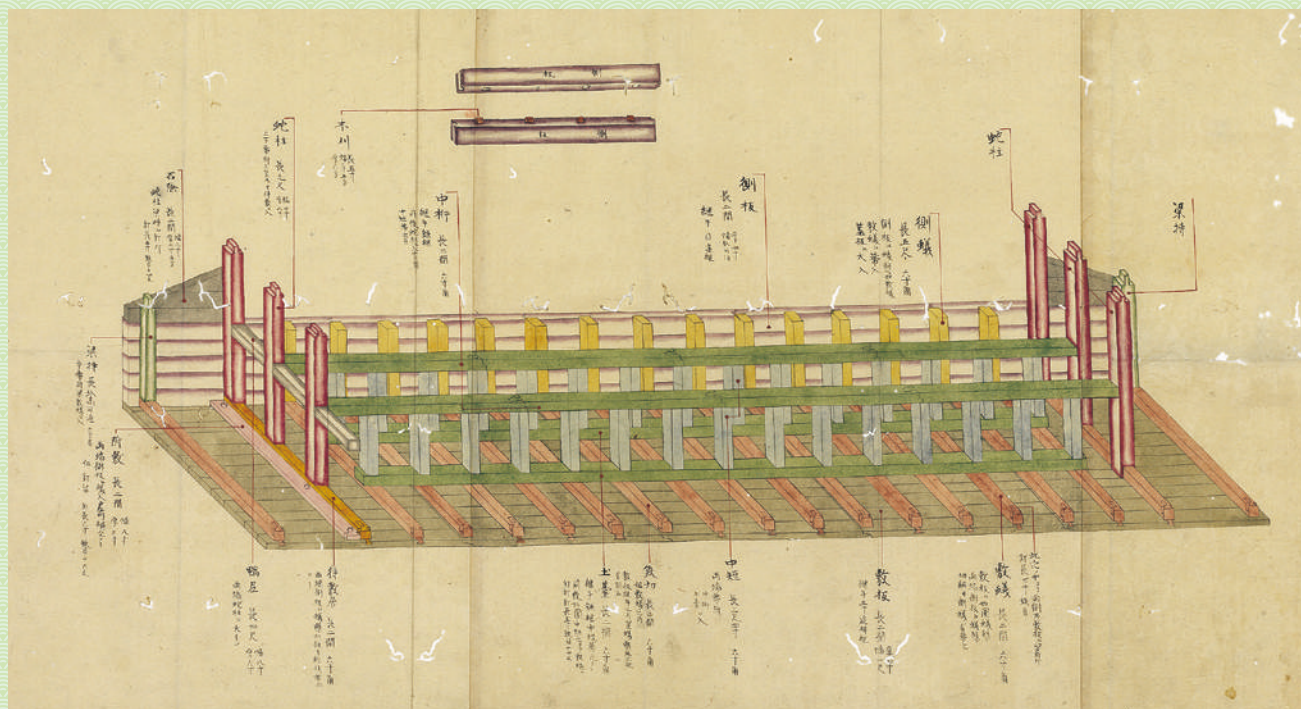


図1

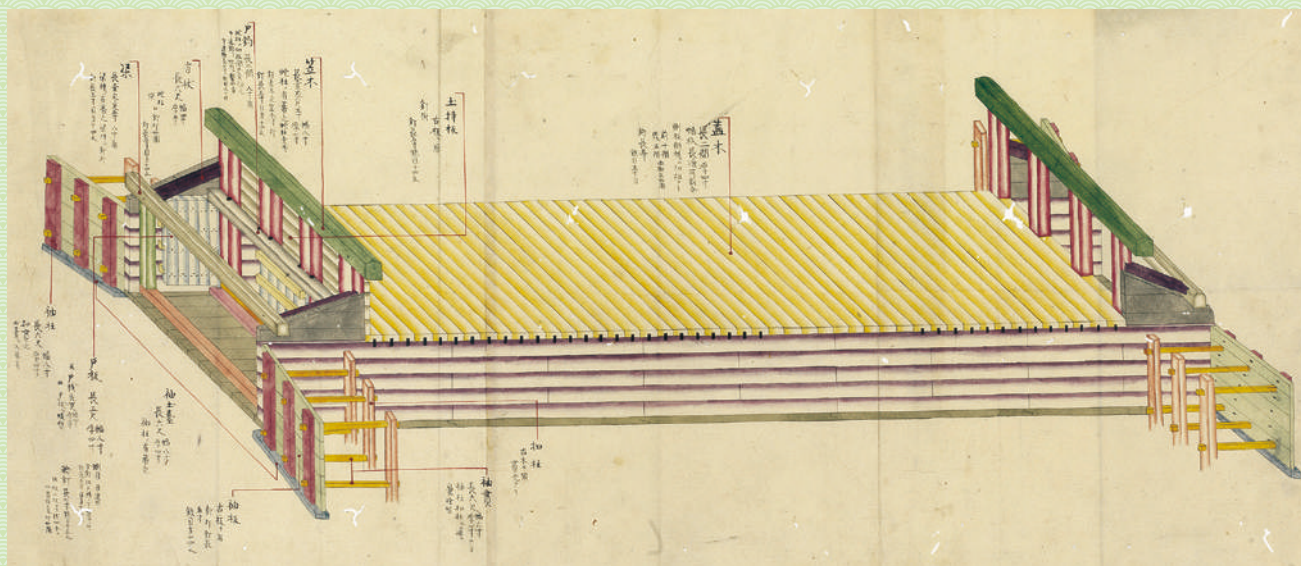


図2

⑬待敷居 長二間 六寸角

両端側板江蟻懸切組并蛇
柱ノ帯穴

アリ

⑭土臺 長二間 六寸角

継牛鎌継中短ノ帯穴アリ

前後如圖中短穴ヨリ

敷蟻工

釘打 釘長五寸

鉄目十四匁

⑮鉄切 長二間 六寸角

但 敷蟻之内

敷板継牛之上二置

蟻懸無之故 有別名

⑯中短 長三尺四寸 六寸角

両端帯附

中桁江入

土臺

⑰敷板 長二間 厚四寸

幅一尺

継牛五寸追掛継

⑱敷蟻 長二間 六寸角

敷板江如圖蟻懸

両端側板江蟻懸

切組并側蟻ノ有帯穴

此穴ノ中ヨリ両側共敷板

江留釘打

釘長七寸 鉄目

【図二】

⑲ 蓋木

長二間 厚四寸

幅八寸 長准可割合

側板側蟻江切組アリ

前十間 両側共如图

後五間

鉄目五寸 鉄目五十目

⑳ 土持板

古板ヲ用

釘附 釘長五寸

鉄目十四匁

㉑ 笠木

長壺丈三尺五寸 幅八寸

厚七寸

蛇柱ノ有帶穴蛇柱壺本ニ

釘壺本宛笠木ヨリ打

釘長五寸 目方十四匁

㉒ 戸釣

長二間 八寸角

蛇柱江切組開戸有極穴

牛違銼ニテ蛇柱江繫如图

牛違銼 長六寸

㉓ 方杖

長六尺 幅四寸 厚五寸

蛇柱・梁江釘打如图

釘長五寸 目方十四匁

㉔ 梁

長壺丈三尺五寸 八寸角

梁持ノ有帶穴梁持江釘打

㉕ 袖柱

釘長五寸 目方十四匁

長六尺 幅八寸

厚四寸

土台江入帶有

㉖ 戸板

長五尺 幅八寸

厚四寸

并戸板江蟻懸

矧目 目違矧

合釘 但 戸棧ノ下

□落シ打 ※□は判読不可。

釘長六寸 目方十四匁

鯨釘 長七寸 鉄目十五匁

但 板一枚ヨリ棧四本エ

㉗ 袖土臺

長六尺 幅八寸 厚四寸

袖柱ノ有帶穴

㉘ 袖板

古板ヲ用

釘打 釘長五寸

鉄目方十四匁

㉙ 袖貫

長六尺 幅六寸

厚一寸六分

袖柱 控柱江通ル

鼻栓留

㉚ 控柱

古木ヲ用

貫穴アリ

杵については、村に伝来する文書を紐解くと、時に杵の設置や改修に関する資料に出くわすことがある。

『愛知県史資料編尾西・尾

北』所収の文政九（一八二六）

年二月付「海西郡政成新田杵橋

元帳」等はその好例であろう。

現在江戸時代から伝存する杵は

存在しないため、杵の、例えば

「蛇柱」といわれてもどの部位

なのか不明といったように、杵

は難解な施設であるのではな

らうか。

筆者自身も水利技術について

は全く門外漢であるがゆえに、

字面的には概ね理解しうるもの

の具体的に杵の構造や部位の詳

細等については不詳であった。

地方書や農書を紐解いても筆者

の要求にこたえるような史料に

は今まで遭遇しなかった憾み

がある。

今回紹介する資料は、そう

いった意味では杵の構造等を知

るうえで有用な資料ではなから

うか。管見の限りこれほど精緻

な図面は見たことがなく、当該

研究に資するものと考えらる。

今後の研究の進展の一助とな

れば幸甚である。

コラム

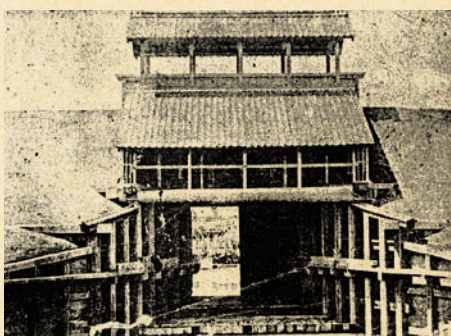
木曽三川でみられる同種の構造物

(KISSO Vol.74)掲載

木曽三川の輪中地帯では、本川からの逆水を止めて排水するための逆水留水門が造られていた。



水門川の水門(大垣市)



荒田川の水門(岐阜市)

蛇ヶ谷の悲話

七宗町野々古屋

第二代景行天皇が、即位から四年目の春、美濃国を行幸された折、飛騨川に沿ってこの辺りを訪れました。

天皇は、皇子を伴って飛騨川に筏を浮かべていましたが、川に注ぐ二筋の清流を見つけて、その谷川を遡りました。

そこで皇子は、たぐいまれな美しい乙女と出会いました。皇子はたちまち乙女に心を奪われ、妻として、この地に住むことにしました。やがて、二人の間に子供が授かり、親子三人は幸せに暮らしていました。



ところが、ある夜半に、ふと目を覚ました皇子が、傍らを見やると、そこに妻の姿はなく、一匹の蛇がとぐろを巻いて眠っていました。さては蛇の化身であったかと皇子が驚いていると、蛇も目を覚まし、するすると寝所を抜けていきました。

自分の正体を知られてしまったことを察した蛇は、谷川に身を投げ、それきり皇子の前には現れませんでした。

一方、皇子は妻が蛇の化身であったとわかって、妻を憎む気にはなれず、悲しんでいましたが、しばらくして都に帰ることにしました。しかし、この地を離れていくらかも行かないうちに、連れていた子供が病にかかり亡くなってしまいました。

この後、二人が出会った清流は、「蛇ヶ谷」と呼ばれるようになり、悲しい恋の話が今も語り継がれています。

出典／『七宗町史 通史編』七宗町教育委員会 一九九三年

木曽川文庫利用案内

ヨハニス・デ・レイケに関する文献など約4,500点の図書などを収蔵、木曽三川の歴史を知るために、多くの方々のご利用をお待ちしています。



《開館時間》

午前8時30分～午後4時30分

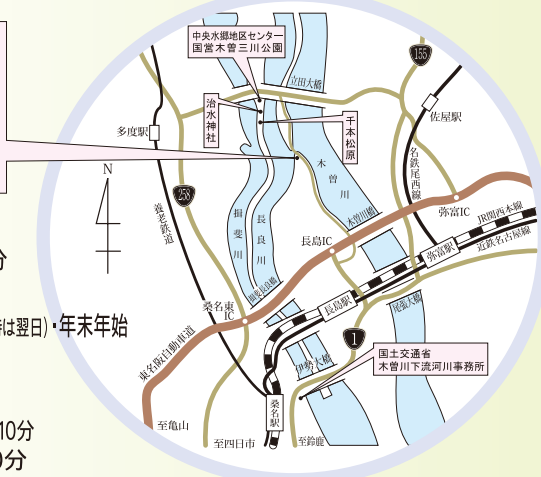
《休館日》

毎週月・火曜日(月・火曜日が祝祭日の時は翌日)・年末年始

《入館料》無料

《交通機関》

国道1号尾張大橋西詰から車で約10分
名神羽島I.Cから車で約30分
東名阪長島I.Cから車で約10分



KISSOホームページ

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/KISSO/index.html>

Johannis de Rijke の日本語表示については、かつては「ヨハネス・デ・レーケ」と呼ばれていましたが、「KISSO」では、現在多く使われている「ヨハニス・デ・レイケ」と表記しています。

編集後記

歴史記録は、「流水を制御する水制」の三回目として、木曽川中流域に今もなお現存する猿尾堤について、歴史的経緯を踏まえ紹介しました。

なお、この資料は、創刊号からの全てが木曽川下流河川事務所ホームページよりダウンロードできます。

表紙写真 (提供: 七宗町役場)

上

「神淵神社奇祭のお迎え行列」

慶長8年(1603)から続くという神淵神社の例祭では、神輿を迎えるため参加者が行列を組んで神殿に向かいます。祭りの最後には、猿田彦命(天狗)と天細女命(おかめ)の舞楽が奉納されます。

例大祭日/4月14日に近い日曜日

下

「冬の飛水峡」

飛騨川随一の深谷美で知られる飛水峡は、七宗から白川に至る約12kmの深谷で、四季折々の様々な表情を見せてくれます。冬の飛水峡は、岩肌と積もった雪のコントラストが水墨画のような美しさです。

『KISSO』Vol.97 平成28年1月発行

編集

木曽三川歴史文化資料編集検討会(桑名市、木曽岬町、海津市、愛西市、弥富市ほか)

発行

国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

TEL(0594)24-5711 ホームページ URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/>